

『ヘンリ一世の法』第一七章と御料林 —覚書—

遠山 茂樹

はじめに

一般に、御料林 (royal forest) が独自の裁判機構をそなえたひとつの制度として確立するのは「ヘルマン征服」以後のじゅふわねて⁽¹⁾が、ウイリアム一世及び二世の時代の残存史料は少なく、ヘンリ一世治世期 (1100—1135年) はないとみてよろしくおれ⁽²⁾。周知の『ヘンリ一世の法』第一〇章には所謂「国王の訴訟」が列挙されおり、そのひとつに御料林の命がれてくるが、御料林訴訟については回第一七章に記されている。シャドイス・グリー⁽³⁾によれば、この第一七章は御料林官が執行した法についてもくわゆる古代の確⁽⁴⁾の文書である。この第一七章には「御料林訴訟も、じつは多くの回介⁽⁵⁾と/orum⁽⁶⁾ (Placitum quoque forestarum multiplici satis est incommode uallatum.)」があり、その煩雑なることが示唆⁽⁷⁾されてゐる。しかし、それに続く回第一九項には次のよう⁽⁸⁾な規定⁽⁹⁾がある。

De essartis, de cessione, de combustione, de uenatione, de gestatione arcus et iaculorum in foresta, de misera canum expeditione, si quis ad stabilitam non uenit, si quis pecuniam suam reclusam dimisit; de edificiis

in foresta; de summonitionibus supersessis; de obviatione alicuius in foresta cum canibus; de corio uel carne inuenta.

(4)

すなわち、開墾、樹木の伐採、焼払い、狩猟、御料林における・長槍の携帯、犬を不具にするところ卑劣な慣行、勢子として鹿狩りに赴かない場合、閉じ込められていた家畜を野に放つた場合、建物の建造、召喚に応じない場合、御料林内で犬を連れ歩いている場合、獸皮もしくは獸肉の発見——れいはすぐて御料林犯罪とみなされたのである。リーベーマンは、当条項は国王判事によつて実施された御料林審問 (*Inquisitio forestae*) の項目リストかもしれないと推察し⁽⁵⁾、リチャードソン、セイルズ両氏は御料林巡回裁判の諸条項にゆきづくものであつたにちがいないと考えた。⁽⁶⁾ また、チャールズ・ヤングは列挙されてゐる項目の多くが後世の御料林巡回裁判官に与えられた指示のなかに見いだされ⁽⁷⁾たが、であるから、それらはくンリ一世治下で発令された御料林巡回裁判官に対する指令かもしれないと推測している。⁽⁸⁾ いうした歴史家たちの見解を勘案すると、やいに列挙されてゐるのは、端的に云つて、御料林裁判の訴件とみてよいだ

ふ。

むしそうだとして、右記の『くンリ一世の法』第一七章第一項にみられる規定は、はたしてどの程度までくンリ一世治世期の御料林制度を反映してゐるのであろうか。この小稿の目的は、いうした問題視角からくンリ一世治世期の御料林行政の一端をあぶりこみる」ことにある。

本稿は筆者が近年すすめている一二世紀イングランドにおける御料林行政に関する基礎的研究の一部であり、そのされやかなメモランダムにすぎない。前稿⁽⁹⁾同様、具体的な史料とその試訳もしくは大意を提示しながら叙述をすすめていくつもりだが、筆者にとつては不案内な史実も多く、また史料も網羅的なものではないゆえ、大方の「教示をお願いする。

一、狩猟に係わる規制

上述した『くノリ一世の法』第七章第一項から、同法の意図は大別して、狩猟行為を禁止し、獣獸の生息環境をもむねとふべ[1]点に集約されよう⁽³⁾。後者の目的のために、土地の開墾、樹木の伐採、家畜の放し飼いは禁止され、前者の田的のために武器の携帯や犬の連行が禁じられ、獸皮・獸肉の発見も御料林犯罪とみなされたものと解される。また、犬を不具にする事による慣行も狩猟行為の禁止に通ずるものであつて⁽⁴⁾。かくは、同規定からは王の鹿狩りに際して勢子として奉仕する義務と、おやいへは裁判所への出廷義務も課せられたことが推測される。以下ではまず、御料林法の根幹にかかる狩猟行為に関する史料をとりあげ、具体的にみてみることとする。

そもそも王は御料林地域における鹿やイノシシといった大型獣獸の狩猟独占権を主張していたが、くノリ一世治世期の史料からおもに、いふせうかがへぬ。たゞ⁽⁵⁾、同王は次のよつたな令状(1101年頃)を交付してゐる。

【史料一】<Henricus Rex Angliae Rogerio vicecomiti et Ricardu Engaina, salutem. Praecipio vobis ut faciat abbatem de Ram[esia] Aldwinum habere silvas suas et omnia sua necessaria, praeter cervos et cervas, et porcos et omnes consuetudines suas inde sicut antecessor suus umquam melius habuit tempore patris mei. > (訳文「ヘンリクス・アランダム・エグザム」⁽⁶⁾ノリは、州長官ローリチャード・イングレイムに挨拶を送る。余は以てのいふを汝に付す。汝はさうムジ修道院長オールドウマンに彼の森林とあらゆる必需物を、其のアカシカ、ヒツジ、ヤハラガ、ヤシトモヅの實體的諸資産を送れ。彼の前任者がかつて余の父の時代よりも良く保持してたまへど、保持せしむべ。」)

この史料から、ラムジ修道院長がみずからの所有せる森の保持・管理と必要物の取得を認められたことが明らかであるが、注目すべきはアカジカとイノシシの捕獲は認められていなかつたところである。つまりその狩猟権は王が留保していたところである。こうした状況はおそらく「余の父の時代」(*tempore patris mei*)⁽⁴⁾、すなわちウイリアム一世の時代に既に存在していたものと推測される。ウイリアム征服王がアカジカをあたかも自分がその父親であるかのように溺愛したところ、かのアングロ＝サクソン年代記の有名な一節⁽¹²⁾がおもいおりわれよう。ちなみにウイリアム一世治世期には次のような令状が出されている。

【史料2】<Willemus Rex Anglie forestariis suis salutem. Defendo ne aliquis vestrum se aliquid intronmittat de nemore Aldwini abbatis de Ramesia nisi de bestiis et de esartis. > (福音「イングランの王ウイリアムは彼の御料林官たちに挨拶を送る。余は、なんどかは開してやあれ、汝らの誰かがラムジ修道院長オールドウェインの森に干渉するのとを禁止する。但し、獵獸ならびに開墾については、君の限りではない。」)

この史料の内容は明快で、みられるように御料林官らがラムジ修道院長の所有せる森に干渉するのとを禁じてゐる一方、獵獸と開墾に関する査察権はあくまでも王が掌握しており、その一点については御料林官の干渉を認めてゐる。こゝでは『クリスティ世の法』第七章第一項に「開墾につゝ(De essartis)」という項目が含まれてゐるのも、あわせて想起されよう。このように御料林に指定されるところとば、たんに王の獵獸（鹿・イノシシ）を捕獲できなかつたというだけでなく、開墾といふ二世紀にあつては社会経済史的にきわめて重要な意味をもつた活動にも法的規制が加えられる」とを意味したのである。

ラムジ修道院に附与された上記の特権と同様のものは、アビンダン修道院の記録にも残されている。次の特許状(一一

○五年) は、ヘンリ一世がソールズベリ回教ロジヤ、ヒュー・ドウ・ボクラン⁽⁴⁾などソールズベリーシャの全ペロノニアに対して宛てたものである。

【訳文】 <Sciatis quod concedo ecclesiae Sanctae Mariae de Abbendona, et Faritio abbatii, et monachis, perpetuo in custodia eorum habendum silvam de Cumenore et Baggeleia, et omnes capreolos, quos ibi invenire poterint, accipient. Et cervos et cervas non accipient, nisi mea licentia ; et ego nemini licentiam dabo ibi venandi nisi illis ; et omnes forisfacturas sartorum concedo eis. > (訳文「汝は、ソーリーのノルマニの修道院やペー。余は、ソーリーの聖メアリ修道院と修道院長フアリホイカスをふる。修道士たるに、クマヘタムソールズベリの森が彼の直取の管理下で恒久的に保持ねねくわいふを認め、かつその森で遭遇あらわぐるのヘロジカを捕獲する」とを認める。なお、アカジカについては牡・牝ともに、余の許可がなければ捕獲してはならぬことある。わらは余は、その森における狩猟許可を彼ら以外の者には附与しないものとする。かつ余は、開墾にかかる罰金を彼らに譲与する。」)

クマノアおもひベーグリの森はテムズ川の大湾曲部に所在し、中世を通じてオクスフォードに建築資材を供給していた森である。ヘンリ一世は、ソーリー修道院が所有していたこの森の管理を同修道院に一任する」とを約束し、わらはヘロジカの捕獲を認めてくる。他方、アカジカの捕獲についてはあくまでも王の許可を要すると厳命している。また、違法な開墾に伴う罰金を修道院に譲与しているが、これは事実上、開墾の容認とも受けとれる。

さて、これまでみてきたところから明らかなるように、鹿のなかでもとりわけ禁獵の対象とされたのはアカジカであった。意味ありげに、ヘンリ一世治世第111年度のパイプ・ロウルではアカジカ捕獲のかどで罰金を課されているケースが圧倒的に多いのである。また最近の動物考古学の研究成果も、「ノルマン征服」以前の鹿狩りにおいてはヘロジカ

が第一の獲物とされたのに対し、征服以後はアカジカ狩りが支配階層の主流になつたことを裏づけており、ノルマン人によるフォレスト概念の導入と鹿狩りにおける獲物の変化（ノロジカからアカジカへ）の関連性、あるいは狩獵形態の変化も指摘ねらべる⁽⁵⁾。

これに関連して興味深いのが次の史料である。これは亨リエ一世がモークの大司教、州長官オベバートをはじめ、モークンヤのバロンや忠臣たちに宛てたもので、発給年代は一一〇八×一一四年と推定ねらべる。

【訳文】 <Sciatis quod Willelmus, Abbas de Wyteby, et monachi illius loci dederunt michi in forestis suis, omnes cervos et cervas et porcos, et ego illos forestavi michi et haer. meis. Quare volo et praecipio ut Abbas et mon. de Wyteby omnia nemora sua et pasturas suas in perpetuum teneant ita libere et quiete et honorifice ut nullus de ministris meis intromittat sed de memoribus et pasturis eorum, nec disturbet eos facere proficuum suum de memoribus et pasturis eorum. > (福音「汝らはヨハネの承認すべし」) ハマムジーの修道院長ハイツヘム修道士たちは彼のフォレストに生むアカジカ、牝のアカジカ、それにイノシシを余に贈与し、余はそれを余と余の後継者たちのためにフォレスト化した。それで、余は次のことを欲しがつ余ある。ハマムジーの修道院長と修道士たちは彼らのヤグドの森林と放牧地を自由に、世紀に亘る高く恒久的に保有すべしである。つこひは余の役人たちの誰ひとりとして彼らの森林ならぬに放牧地に干渉してはならず、また彼らがかれらの森林と放牧地からみだらからの利益を引き出さぬを妨げてはならぬ。」

この史料によって理解される以上、ウイリム修道院長ウイリアムがアカジカトイノシシを王に譲りかる一方、他方で王は修道院長ならびに修道士たちにかれらの所有せる森と放牧地の自由な管理を許容したとするべきである。とりわけ史料の文書中、アカジカトイノシシを「フォレスト化」した (forestavi) ふる表現が用いられてゐるに留意

したい。これは王がそれらの獣の狩猟独占権を設定したのと同義に解されるが、ここにフォレストの原義がみてとれる。ウイトビー修道院の所有する森と放牧地がフォレスト化（御料林化）されたということは、そこに王によるアカジ力なればいにイノシシの狩猟独占権が設定されたということであり、まさにそれゆえにウイトビー修道院長はみずからが所有している森や放牧地であるにもかかわらず、その管理を国王へンリ一世から譲与されているのである。

当御料林はジョン王治下で解除せねばならぬが、次の特許状はそれを裏づけてゐる。ちなみに、見出しへ「御料林の指定解除」といふて (*De deafforestatione forestae*)」である。

【訳】 <Johannes, D. G. Rex Angliae, Dominus Hyberniae, Dux Normanniae et Aquitaniae, et Comes Andegaviae, Archiep's. etc., salutem. Sciatis nos reddisse et concessisse et pr. c. nostra conf. Deo et Ecclesiae S.P. et S. Hyldae de Wyteby, et Petro Abbatii, et succ. suis, et mon. ibid. Deo serv. imperpetuum, omnes cervos et cervas et porcos de forestis suis constitutis infra metas in carta Regis Henrici, avi patris nostri, et in carta Regis Henrici, patris nostri, determinatas, quos idem Rex Henricus, avus patris nostri, sibi afforestaverat. Quare volumus et praecipimus quod Abbas et mona[chi] de Wyteby omnia nemora sua et pasturas suas in perpetuum teneant, ita libere et quiete et honorifice ut nullus de ministris nostris intromittat se de nemoribus et pasturis eorum. > (福音「君の國體はもとよりケラハニシヨウノ體也」) ハルマハルヤガムラリトキトスの父、ハルマハルの伯だぬハラハサ、大司教その他の類は挨拶を送る。汝らは次の如く承知ヤベ。余は神ムカヤヌムーの副ヨウタガムラニヨウルダ教宗、修道院長ヨウタ、彼の後継者、ヤシドアリヨウヨウジヤシベし修道士だぬ、余の父の祖父たぬハラハ [くハラ | 由] の證書なむヨリ余の父たぬハラハ [くハラ | 由] の證書はおこり確証わぬたぬ境界内に創設われた彼のハカルベトヨリムカムヤグトの社のアカジカ、社のアカジカ、それはイノハシヨリボムサ余の父の祖父たぬハラハ [くハラ | 由] がみやかみのためにハカルベト化したのであるが一恒久的は返還レ、堅守レ、

余の当証書にて確認した⁽²⁾。」〔 〕内は繰者。以下、同様)

かへレル、カイヌーの修道院職ウマリアム・ニカ・ペースヤはよいかくンコ一世に譲ゆれおいたアカジカならびにベハラセ、ジニア用ニモヒテ世の修道院職ピータル修道士たちは廻避ねば、リリは御料林の指定解除が成つたのである⁽³⁾。

リバード鹿とイノシシの用ニモヒテヤハナレストの属性は、ノルマンティ公ウマリアムがみずから創建したカーンのサンテチヌハヌSaint-Etienne修道院に廻避ねばた次の特許状の一節からわかつがえる。

【訳文】<Trado …silvam de Malopertuso et de Tortavalle et de Folonia et de Casneto cum aquis et terris seu omnibus ad eas pertinentibus, hac conditione servata, ut monachi ipsius coenobii ipsas silvas nullo tempore destruant vel destrui jubent propter ipsam terram colendam sive inhabitandam retentis in meo dominio cervis, capreolis et apri silvestribus.>
(訳文)「余は…(母音)…マーペルトゥス、ルーネトゥカル、ヘローリュ、ケネ・ゲノンの森を、流水、土地あるこせやねいの森に廻避ねばマリのゆのみおほてわ廻す。但し、汝の祭牛ヒトヒ修道院の修道士たちは同上の土地の耕作や居住のためには、この何時やあね、同森林を破壊したり、破壊を企じはなむか、また野生のアカジカ、ヘロジカ、イノシシは余の直接支配下に留まらぬ。」

ウイリアムはカーンのサンテチヌハヌ修道院に土地の他に森林権もおも、マーペルトゥス・Mauperthuis、ルーネトゥカルTorteval、ヘロー、ルFoulogne、ケネ・ゲノンQuesnay-Guesnonの森も廻避しだが、汝の森がマットマは右記所用した一箇はみるだぬよべど、修道士たがが土地の耕作や居住を田畠として樹木を伐採してはなむか、汝

た森に生息する野生のアカジカ、ヘロバカ、イノシシにてこいせりれを留保するという条件を附したのである。ハリヒ
われわれば、狩猟の獨占と伐木の禁止（敷衍すれば、獣獸の生息環境の保全）ところ御料林法の本質を見ることが出来る。

ハリヒで、先述した『くンコ一世の法』第七章第一項より、王の鹿狩りに際し、勢子奉仕を履行しなかつた者も御料
林裁判の対象となつたりとがうかがえるが、くンコ一世治世期の次の史料は、実際にそうした奉仕義務があつたハリヒを
裏づけている。

【英語】 <Henricus rex Anglorum W. vicecomiti de Oxenfort & omnibus forestariis suis de Oxenfortscira salutem. Sciat is
me clamasse quietos abbati de Eglessam homines de Eglessam ne eant ad stabilitatem quamdiu familia mea ibi hospitata
fuerit. > (訳語「マングルン人の王くンコはオクスフォードシャーの州長官と同州のすぐれた御料林官に挨拶を送る。汝らは
次にいふを承知すべし。余はマイハニャムの修道院長に、余の家中の者が当地に逗留してくる間、マイハニャムの領民たちの勢
子奉仕を免除した。」)

ハリヒの勢子としての奉仕義務は、エドワード証聖王の時代にすでにあつたものだ、バークシャー、クリフアード、シャーリー
ペズリ、ランカシャーなどでも同様の義務があつたことが確認である。⁽⁹⁾『くンコ一世の法』の御料林関係の規定には、ハ
のよやにアングロ＝サクソン時代にまで遡り得る慣行も含まれてゐるやう。

とおあれ、これまでもあつた若干の史料をふりかえてみると、くンコ一世も父王ならびに兄王同様、いわゆる王の
獵獸（ハリヒわけアカジカ）の狩猟権をなかなか手放せなかつたものようであり、その意味ではくンコ一世がイングラ
ム全土における狩猟独占権を主張したところオルデリク・ガイタルの文書⁽¹⁰⁾も信憑性が高ぶるの母象をうける。

11' 猿獸の贈与

王が狩猟独占権を主張し、それを強要したからといつて、実際に御料林地域で頻繁に狩りに興じていたかといえば、それはまた別個の問題であつて、むしろ亨リ一世の時代になると御料林からあがる固定収入、罰金収入、猿獸の現物贈与などが大きな意味をもつようになつていて。亨リ一世治世⁽³⁾第三年度のペイプ・ロウルには御料林の固定収入(census)も散見される⁽²⁷⁾が、みのがせないのが御料林裁判収入である。その実収納額(110ハポンド)の対総計比は1・3%と低いが、請求額(千四一七ポンド)やみると1・1%で、たとえば聖位聖職位に関する収入の請求額(千一九三ポンド)で、対総計比は1・9%⁽²⁸⁾を上回つてゐるのである。さらに各種の裁判収入総額(一千三九六ポンド)のうち、御料林の裁判収入は謀殺罰金の実収納額(一一一ポンド)よりもはるかに多い。⁽²⁹⁾ 総じていえば、御料林関連の収入が国王収入全体のなかで占める割合は決して大きではないが、それでも国王収入の一項田として、亨リ一世の王室財政のなかにしつかりと組み込まれていたといふべきであろう。

わらど、御料林内で獲得された猿獸の十分の一を修道院に贈与するという慣行も亨リ一世治世期にはかなり一般化していたようである。たとえば、亨リ一世はティーンの御料林地域にいる「すべての御料林官、狩人、弓の射手に対し」(omnibus forestaris, venatoribus, et arcariis)、次のよつたな命令を発してゐる(推定年代1100×115年)。

【史料8】<Sciatis me concessisse Deo, et Sancto Petro de Gloecetria, omnem decimam totius venationis meae quae capta erit in forestis ejusdem provinciae.> (訳記「汝はが、余が君シクローベタの聖ペトロ修道院は故レニの地域〔トマヘ〕の御料林において捕獲せらる余の全猿獸の十分の一を譲与した」と承知すべし。)

「ハニコー[世]めいねを追體し、グローベタの聖ペトロ修道院の修道士たちにティーンの御料林において捕獲される全獣の十分の一を贈与する旨の命じて[る]（推定年代一一五四×八九年⁽³⁹⁾）。以後した贈与がその後も承認されないなわれてはだりむば、次とおかしくハニコー[世]の令状よみたれば、一[五]五年八月五日[は]ティーンの御料林地域にあつたセント・ブリアヴュル城の城代に宛てられたものだが、同城の城代はティーンの御料林長官を兼ねていたので同御料林長官に交付された令状と云ひゆゑど。

【英譯】 <Quia dilecti nobis abbas et conventus Sancti Petri Gloucesteriae decimam totius venationis quae capitur in foresta nostra de Dene percipere consueverunt de done praedecesorum nostrorum regum Angliae, quorum cartam simul et confirmationem nostram inde habent, vobis praeципimus quod de tota venatione de caetero capienda in praedicta foresta nostra, quandocunque contigerit in ea venationem capi ad opus nostrum, decimam sine difficultate eis habere facias.>（福爾「余の親愛なるクローベタの聖ペトロ修道院の修道院長ならびに修道団は、ティーンの御料林において捕獲される全獣の十分の一を、余のイングランド王の祖先たちからの贈与物として受領するのを慣わしむ」と、それに關する先王だから福爾は余の確證状を所持してゐる。ヨード、誰でもおれ、トマーケの御料林はおこで余のために獣を捕獲するが宜たないが、余は汝らが今後上述の御料林において捕獲される全獣の十分の一を、何の支障もなく彼らに所有せしむくが、金⁽⁴⁰⁾」）

「ハニコー世はまだヨークの大司教、州長官などイングラン人民とアラン人民とを問ねず、ヨークシャーのアグリの役人とベロムに挨拶を送り、次のよいか獣の十分の一の所有をヨークの聖マアリ修道院に認めてゐる。

【史料一】<Concedo Deo et Sancte Marie et abbatie Sancte Marie de Eboraco imperpetuum habere totam decim

am totius venationis mee de Euerwickschira, in carne scilicet et coriis, quicunque capiat, et lardenarii mei eis liberent

totam et vicecomes meus de Euerwik' videat ut sine labore et molestia semper habeant predicti monachi. > (編訳「余は

母の附メトッタムアラニヨークの附メトッ修道院の鹿取シ、ヨークハヤの余のアグドの獵獲の余十尔の」を、誰が捕獲かアリヤル、
アナウカ獵獲の獵皮や恒久的に所持する所を置く。かゝ余の食肉用關係せ、彼はアリヤをあめアヒルなハテ渡レ、ヨークハヤ
の余の州長官は上級セラ修道士たちが、何の支障も妨害もなへ、つねにそれを所持やあぬモハサ配アガムのムアヌ⁽³⁾。」

この史料から、ヨークの聖マリ修道院が獵獲の十分の一を「アナウカ獵獲の獵皮」(in carne scilicet et
coriis)」受け取つてアリムアリム、まだルの元渡レサ王の「食肉用關係 (lardenarii)」リモリヘスリタおお、最終的
にその責任を負つたのが州長官やアリムが理解せん。既述のよハリ、『くハコ・由の法』第17章第1項に
は獵皮・獵肉の発見という訴件のみあるが、獵皮もしくは獵肉は発見された場合はアリム、それを所持してた不
審者も当然のアリムながら御料林裁判にせられたにちがひない。

獵獲贈与の慣行はノルマンティニアにねじゆみいた。次の史料は、ハングラント王くハリ一世がノルマンティ公たる
資格でアリムしたハカム Fécamp の御料林（「アム・アムカム」）に置かれたドーム。

【史料二】<Henricus rex Anglorum archiepiscopis, episcopis, abbatibus, comitibus, baronibus, et omnibus fidelibus suis
tocius Angliae et Normanniae, salutem. Sciat quod decimae de foresta mea Fiscanni, quas venatores mei de venationibus
meis injuste difficiabant, Rogero abbatii Fiscanni et procuratoribus suis, in presentia mea et baronum meorum illi fuerunt

adjudicatae. Quare concedo et inviolabiliter praecipio quod ecclesia Fiscanni amodo integre percipiat et in perpetuum possideat libere et quiete omnes decimas forestae meae de Fiscanno in venationibus et omnibus aliis rebus. Concedo etiam pro salute animae meae et omnium predecessorum meorum, cum omnibus decimis, omnes ecclesias et earum donationes quae in predicta foresta mea aedificabuntur, si forte processu temporis aliquas configerit in eadem foresta ecclesias aedificari.〉 (福音「マハケルンニ人のHくハコは大同教、同教、大修道院長、但、グロハ、金マハグルハシナムガリノルマハトハのアグレの忠臣に挨拶を送る。次に次のルルを承知すべし。余の狩人たちが余の獵獸から不利益差し押されバタフカノ御料林の十分の一税せ、余と余のグロハたちの面前におこし、フカノ修道院長ロジヤとその代理人たちに返還されおぬグルムの裁定が下された。それゆえ、余は、今後フカノ修道院が獵獸その他あらゆるもの、フカノ御料林の十分の一税を十全に先取し、かつ恒久的に、自由かつ平穏に所有する」とを認め、不可侵のものとして厳命する。やがてまだ、余と余の祖先の靈魂救済のため、もしもフカノ御料林において今後教会が建設されるにふさなわぬときは、余はすぐれた十分の一税ムヌムヌ、上述せる余の御料林内に建設されるはずの教会の供物をすべて譲りある。⁽³⁾」)

右の史料から、王とグロンの裁判集会が開催され、ヤリヒおこして狩人たちが不当に押収しておいた獵獸のフカノ修道院長への返還が裁定されたことが理解されるが、あたかもフカノ御料林には専従の「狩人たち (venatores)」が常駐していたかの如くである。ノルマンディの御料林地域では新しい教会の創設も積極的に奨励され、入植もイノグランの場合は比べるとそれほど困難を伴わなかつたといわれているが、⁽³⁸⁾ その一端は当証書の末尾の文言にもみてとれよう。なお、右に引用した史料には明記されていないが、ヘンリー一世の証書から少なくともフカノ御料林の十分の一税には獵獸のほかに豚の放牧料 (*pastagium*) が含まれてゐたことが明らかである。⁽³⁹⁾

こうしたごく御料林からあがる十分の一税は多くの構成要素から成っていた。たとえばノルマンディ公ロベル (在位

101モーIIH) はスリーラCerisy修道院に回修道院からムロムス川に掛かるおやのチャペルの森の十分の一税を贈与したが、その内訳は左の如くであった。

【訳文】 <decimam scilicet totius nemoris ab ipsa abbatia usque ad Dromum fluvium, in pasunagiis, in venationibus, in placitis, in caseis vaccarum, ovium, capratarum et porcariarum. >⁽¹⁴⁾

すなわち、御林十分の一税は、豚の放牧料、獣獸、諭誥、乳牛からいれるチーズ、羊、山羊、そして豚小屋から成つてゐたのである。これに闇連し、ドコールヌアドナ・ド・ラタベイユヘニドナル・ド・ローブルはスコット修道院にこゝの森からあがる裁判収入の十分の一を譲与したと述べ、ノルマンティヤでは十一世紀から御料林に係わる特別な裁判管轄権が存在してゐたとみてよる。⁽¹⁵⁾ パティ・デュタイヤは、とりわけ右にみた史料中の「諭誥や (in placitis)」⁽¹⁶⁾ 文面に注意を喚起し得る。エリールは、1081年にモルテン伯がサンテヴルーSaint-Evroul聖堂参事会領ヨンヌ・ラ・ランデPourieの御料林の十分の一を寄進しながら、「諭誥の十分の一と獣獸の十分の一を除外して(excepta decima placitorum et decima venationis)」⁽¹⁷⁾ 事例をあげる。確かに、これが文面は御料林裁判の存在を示唆してゐるが、遺憾ながら裁判の詳細はわからぬのである。

「あれにせよ、御料林の十分の一税、あるいは獣獸の十分の一を修道院などには教会に贈与する習慣は、十一世紀前半のノルマンティヤでは制度化されていたものであり、イングランドにおいても一世纪世期には既に一般的なものとなつてゐたようと思われる。修道院や教会は、御料林からあがる十分の一税の贈与による国王の恩恵授与に頼かつてゐたのである。⁽¹⁸⁾

III、小獣狩猟権の附与

御料林地域に領地をもつた有力諸侯は、しづしづ田から小齋（ノウサギ、キツネなど）狩猟権を附与された。この場合the right of warren, or free warren⁽¹⁾である。左記のものなく、一世がサリ州のすぐ近くの判恤役人なるらは御料林官に宛てた令状（1111年×1115年）で、王はチャーチスイの修道院長ウイリアムに対し小獣狩猟権と獵園に開かね権利を授与した。

【英訳】 <Sciatis me concessisse W. abbatu de Certeseia et successoribus suis ut habeant warennam suam et canes suos per totam terram suam in Sudreia infra forestas et extra et faciant capere wlpes et lepores et fesantes et cattos et nullus in ea fuget nisi per abbatem super x libras forisfacture et concedo quod habeant parcos suos clausos de Ebbesham et de Coueham quando uoluerint et habeant omnes bestias quas in eis capere poterunt et uolo et precipio ut habeant de proprio bosco suo omnia que eis necessaria fuerint ad proprios usus sine liberatione et disturbance forestariorum meorum.> (訳語「汝今は次のことを承知すべし。余はチャーチスイの修道院長〔ウイリアム〕の後継者に付して、彼のぶんから小獣狩猟権を保持し、御料林の内外を問わば、サリ州在の彼らの全領地において獵犬を所有し、キツネ、ノウサギ、キツネ、ヤマネコを捕獲せしものとを認めた。また、何人も修道院長を介ねて修道院長の領地で狩りをおこなひなれど、違反する場合は、○禁入の罰金を取られねばならぬ。かつ余は、彼が欲するかは別へばなんらかの理由で囚こ込まれた獵園をめぐらしを認む、もしも捕獲するにあらざるかぐれの獵獸を所有するにを認む。かつ、彼らの所有する森から彼のこまへに必要とかねばぐれのもの、彼の自身の使用のために、余の御料林官たちからの通達しの妨害を受ける

「なんぞ保護やるいふを余は欲し、金ある。⁽¹⁵⁾」

当令状でござるに續けり、いかなる州長官、御料林官、なましま役人も同修道院が所有するチャーチスイ、エガム、ソープ、チャベムの団のマナビおこでは、森林・平地を問ねず、「修道院長を介してやなければ (*nisi per abbatem*)」、何事にも干渉しないせむべく、またそれらのマナビ「ハドワード王の父などに余の兄の時代にそりであつたよつて (sicut fuerunt tempore Regis Edwardi et tempore patris et fratri mei)」、王に帰属するあらゆる慣習的貢租、係争、訴訟を免除われる、と記われてゐる。

さて、右に明らかなよつて、小獵狩猟権を授かれたチャーチスイの修道院長以外、同修道院領では何人も狩猟を禁じられ、違反せる場合は罰金刑の対象となつた。また、チャーチスイ修道院長はパーク（獵園）の所有も認められた。

小獵狩猟権に関するいえど、チャーチスイ修道院はウイリアム一世の時代からそれを保持してゐたことが明らかである。次の史料はウイリアム一世が全イングランドの判官、州長官、御料林官、役人、そして彼の忠臣たちに対して宛てた令状であるが、チャーチスイの聖ピータ修道院と修道院長をはじめ修道士たちに低級の裁判権（サク＝アンズ＝ソク）、科料等の取得の権利（トル＝アンズ＝チャーマ）、「逮捕された窃盜犯に対する裁判権（ヤノハナングゼセカ）」など、なましまの種々の特権を授与したゝ、承認されたこととしたうえで、左のいふを證めてゐる。

【史料1】 <concedo etiam ut capiant de nemoribus suis ad proprios usus cum uolerint sine disturbance forestariorum meorum et habeant canes suos ad capiendum lepores et wlpes per totam forestam : prohibeo etiam ne aliquis vicecomes uel forestarius aut minister meus inquietet aut grauet abbatem et monachos predictos uel de aliquo se intromittat infra quatuor maneria sua, scilicet Certesiam, Egeham, Torp et Cebbeham et pertinentia eorum set sit quieta ab omnibus

placitis et querelis et murdris et exactionibus et consuetudinibus que ad me pertinent et ministros meos. > (訳語「ルム」余はスルのリムを離る。やなわち、彼は彼が強むム」と、彼の血頭の使用のため、森林からの所有する森から、余の御料林官たちの妨害をやむにやまへ、〔樹木を〕採取してゐる。あた、御料林の全域におひて、ノウサギおよびキツネを捕獲するために獵犬を保持してもかまわぬ。かくして、余の「がなる州長官、御料林官」なしは役人も修道院長ならびに上述の修道士たちを悩まし、煩わすリムがあつてはならぬ。あた、チャーチベイ、ヒガム、ソープ、チロベムの4つのマナはおひては何事にも干渉してはならず、それらのマナ附属地は余と余の役人達に属するべとの訴訟、係争、謀殺罰金、強制賦課金、慣習的貢租を免れるものとする。」)

いわらチャーチ修道院関係の文書では、リムは修道院長と修道士たちが御料林の全域におひてノウサギおよびキツネを捕獲するため獵犬の連行を離められてゐる点に注目しておる。先述した『くヘリ一世の法』第七章第一項の規定によれば、御料林地域では犬を弓を連れて歩くリムの犯罪行為とみなれていたが、かかる行為はすでにウイリアム一世の時代に禁止事項とされていたことが示唆されてゐるからである。

いわらの特権はウイリアム一世の特許状（推定年代は1066年—1100年）におけるものと離れてゐる。やなわち、

【訳語¹²】 <concedo etiam ut capiant de boscis suis ad necessarios usus suos sine aliqua disturbance : et habeant canes suos ad capiendos lepores et wlpes sicut habuerunt tempore patris mei. > (訳語「ルムは余は彼らが、このれい妨害を取る、彼の所有する森から彼の獵犬を用意せしム、〔樹木を〕採取してリムを離る。やつて、彼らが余の父の領地を離れておいたる、ノウサギとキツネを捕獲すべく獵犬を保持するリムを離る。」)

他の事例では、たゞえばカンタベリーの聖オガスティンの修道院長ヒューが彼の領地であるサブンシャムとスター・ワード

の附屬地において、ノン・リーガル・セカンドを置められた小獣狩猟区は、「余たかも余の直接支配下にある小獣狩猟区の

如く、余の保護下におかねぐるのべや（*Et sit in defensione mea sicut meae dominicae warrenae.*）」として、

王の手厚い保護下に置かれた（⁽¹⁸⁾）。また、ノン・リーガル・セカンドの王教トマスに対し、同大司教がウイルトヘンヌの

いた領地において小獣狩猟区を保持するのを認めだが、余れど「余は何人ともべふる、レーリーおこて狩りやわら

のを禁止し、おひ、彼〔大司教〕の許可なしで獵を捕獲するのを禁止する。違反する場合せ、10先ハニの罰金（*prohibeo*

ne aliquis fuget in ea neque bestiam capiat nisi sua licentia, super decem libras forisfacture.）」として、大司教

は対して、小獣狩猟区における捕獲量を保障する。

トマスの小獣狩猟権は世俗の領主による附与された。トマスは、カースタンシャの有力諸侯ウォルタ・シカ・ヨーチャム

Walter de Beauchampによって附与された小獣狩猟権の事例を以下に紹介する。

【虫森19-a】<Henricus rex Angl' Osberto de Abetot et ministris [et] forestariis de foresta de Fecham salutem. Sciat is
me concessisse Waltero de Bello Campo ut habeat lupes in foresta nostra et in Fecham. Teste Roberto de Essesa apud
Wodestoc.>

【虫森19-b】<Henricus rex Angl' Osberto vicecomiti et omnibus forestariis de Wicestrasera salutem. Sciatis me dedisse
Waltero de Bello Campo et hominibus suis licentiam fugandi lupos ubicumque voluerit in meis forestis de Wicestrasera,
et ut faciat antra circumquaque parcum suum ad capiendos lupos et ubicumque voluerit. Teste Willermo de Pirou apud
Rothom.>

【虫森19-c】<Henricus rex Angl' episcopo Wygorn', vicecomiti et omnibus baronibus Francis et Anglis de Wicestrascire

salutem. Prohibeo ne aliquis homo capiat fesandos Walteri de Bello Campo quos posuit in manerio suo de Almega nec in comitatu Wigornie, et qui aliquem fesandum capit, xv solidos michi emendabit. Teste Willemo de Tanc' apud Rothom.⁽⁵⁾

まず【史料16-a】は、ウースターシャトクド王がまだハリ一世の令状や、発給年代は一一〇×一一一六年頃。ウースタの州長官オズバーム・ダブルト&Osbert d'Abetot 役人たが、そしてウースターシャ所在のムクナム御料林を管理する御料林官たちに宛てられたもので、「ウォルタ・ドウ・ビーチャムが余の御料林ならびにムクナムにおひてキツネを所持すぬ」と記めている。

次に【史料16-b】は、同じくハリ一世の令状で、発給年代は一一一〇×一一五年。発給場所はノルマンディーのルーアン。ウースタの州長官オズバート・ダブルトなどムクナム御料林の御料林官たちに宛てられたもので、ウォルタ・ドウ・ビーチャムとその家臣たちが、「ウースターシャの余の御料林において、何処であろうと、彼が欲する場所でおオカミを狩る許可を」与え、かつ「彼が何処であらへば、彼が欲するところは、おオカミを捕獲すべく彼の獵園のいたるところに落とし穴をつくねりとを」認めたものである。

また【史料16-c】もルーアンで出されたもので、名宛人はウースタの同教、同州の州長官ならびにすべてのベロン。発給年代は一一一四×一一五年。「何人もウォルタ・ドウ・ビーチャムがエルムリのマナならびにウースターシャに放つたキジを捕獲してはならぬものとする。かかるキジを捕獲せる者は、余に一五ポンドの罰金を支払うべし。」として、王ヘンリイはウォルタのキジの密猟者に対して罰金刑を定めている。

ウォルタはまた、ウースターシャにある自分の領地のみならず、みずから家の臣たる騎士の領地においても小獸狩猟権をもつていた。⁽⁶⁾このようにウォルタ・ドウ・ビーチャムに対して幾多の小獸狩猟権が附与された背景には、彼がヘンリー一世の面廷^{（常）}の監察（Constable）の要職にあつたことに加え、ウースターシャの州長官ならびに御料林長官と

して地方行政にも貢献したところの事情があつたものと推察される。同様に、御庭賄務室付侍従 (Chamberlain of the Camera Curiae) ハント卿廷に仕えたウイリアム・モードル・モーウィン William Mauduitが御料林内における放牧権を授与されたのも、御庭はおかれ彼の奉仕に対する報酬の金意があつた。⁽²⁰⁾ しかし、国王役人として王に仕えた者に対する恩恵授与として小猟狩猟権が附与されたケースとなる。

くつこ一世はヘルマンティヤも同様の特権を授与している。次の史料は一一〇年頃、ルーランの真向かに所在するワヤルOisselの領主に授与された特許状の一節である。

【史料一】 <Sciatis me reddidisse et concessisse Rollando d'Oissel terram suam d'Oissel cum omnibus pertinentiis suis, et libertatibus quas antecessors sui de meis habuerunt, scilicet in foresta mea de Rovreio leporem, et vulpem, et catum et martrem et boscum ad herbergagium suum faciendum et ad usum ospicii sui et pasnagium suum quietum per omnia foresta mea,> (編註「汝はせふトドのリムを承知すべ。余ワヤルのロバノヒ友シテ、ワヤルはおれ彼の土地を、セニヤムの附属物なるに彼の祖先が余の祖先から保有してゐた諸々の特権ムムニ、丹誠に返還・授与した。即ち、余のルガルの御料林に棲息するノウサギ、キツネ、ヤマネコ、トバ、それに彼の避泊所の建設用材と彼の借地人の使用に供せられる木材、セシテ余の御料林全域における彼の豚の放牧権をである。」)

ワセルはヤース川の湾曲部に位置し、ルガルRouvreの御料林に覆われていた。ワセルの領主は明らかに、ノルマンディ公の御料林内にみやからいの領地を抱えており、みやからの祖先たちがノルマンディ公くつこ⁽²¹⁾の祖先たちから獲得していた森の用益権とノウサギ、キツネ、ヤマネコ、トバをルガルの御料林で狩猟する特権を追認しておいたのである。但し、くつこが大物獣を留保してゐたのは間違いない。

ふりへや、獵犬の保持する関連から、本稿の冒頭にあげた『ヘンリー一世の法』第七章第一項には、「犬を不具とする」と「卑劣な慣行 (de misera canum expeditione)」が並んである。クローハンによれば、この記述は最も古の情報は『偽クヌート法』 (Pseudo-Cnut) であるとくつかーー世紀トで発布された御料林法だけであるといふ。⁽³⁾ *expeditio* ト つゝて、たゞ^{アーチ}*English Historical Documents* 第一巻の編者註、ヘンリー一世の御料林法 (Assize of the Forest) 第一四条に関連して *expeditio masivorum* や「犬の爪を切り取る」 (the clipping their claws) ト出題してゐる。犬の足指のつけ根のやへいみを切跡すねむらべ解釈もある。オルデリック・ヴィタルは、ヘンリー一世がイングランド全土にわたる獵場の狩猟権と權を主張した際、国王は「森の邊へて領地をもつた犬の足の一部を切断せしむれど (pedes etiam canum qui in vicinio siluarum morabantur ex parte pecidi fecit,)」とかの主張をおこないたといふ。⁽³⁾ 驚かせを禁じてならず、このやうなのである。まだ、『ノンリ一世の法』第七章第一項とおこり、この慣行を*miser* ('残酷な、悲惨な、卑劣な') などの形容詞で表すのが、⁽³⁾ *expeditio* なる語にば、たゞれば犬の足の腱を切断するところいたようだ、かなり強き命令があつたよへと思われる。ちなみに、オルデリック・ヴィタル『教余史』の編者ミ・チブノールは *mutilate* の訛語を述べてゐる。『ノンリ一世の法』の編者L.J.Downerは *hambling dogs* の訛語を述べてゐる。⁽³⁾

クローハンが言及してゐる『偽クヌート法』では、どのよへな規定がなれねじらぬのよへつか。斯く『偽クヌート法』についてはリーバーマンの研究に詳しげが、それによれば同法の起草者はおそらくヘルマン人で、ヘンリー一世の法期 (一一五〇—一八九年) の最後の一〇年間に作成されたものと推定される。⁽³⁾ 同法第111章 (Pseudo-Cnut De foresta [31]) にば、次のよへな規定がみられる。

【英訳】 <Nullus medicris habebit nec custodiet canes, quos Angli greihounds appellant. Liberali vero, dum genus siccio eorum facta fuerit coram primario forestae, licebit; aut sine genuscissione, dum remoti sunt a limitibus forestae per decem

miliaria; quanto vero proprius venerint, emendet quolibet miliare uno solido. Si vero infra septa forestae reperiatur, dominus canis foris faciet et canem et decem solidos regi. >

(22)

」の歴史から理解せらるのば、大略、次のモヘンリムドを述べ。 (1) 中間畠由人層 *mediocri* せ、グレーベウムズ犬の所有も飼育も認められない。 (II) 複数な出張地の畠由 *Liberali* せ、御料林裏面の圓錐ド犬の足を不眞にせしむれば、犬の所有も飼育も許せぬ。 (III) 犬の足を不眞にしなくて、御料林の境界から 10 マイル離れていたればよ。 (IV) しかしながら、犬がそれよりおれいに近くてもや来たないが、何マイルであれ 1 シリングの罰金が科せられる。 (V) 御料林の境界内で犬が発見された場合は、その飼主が罰金を支払ふ、犬と 10 シリングの罰金を支払ふ。

「レッドエ *expeditatio* やはなへ *genuscissio* なる語が使われてゐるが、R.E.Latham せの語義を「(犬を) 不眞にせらるハム」 *hambling* (of dogs) ハー、その初出を 1745 年頃ハムラス⁽⁵⁾。レッドエの語義を「(犬を) 不眞にせらるハム」 *hambling* (of dogs) ハー、その初出を 1745 年頃ハムラス⁽⁵⁾。レッドエの語義を「(犬を) 不眞にせらるハム」 *hambling* (of dogs) ハー、その初出を 1745 年頃ハムラス⁽⁵⁾。レッドエの語義を「(犬を) 不眞にせらるハム」 *hambling* (of dogs) ハー、その初出を 1745 年頃ハムラス⁽⁵⁾。発給年代は 1741 年だ、國王くハツガハヤクスのヤグトの罪に、御料林領せらるに他の役人たちに杖して宛てたものである。

【訳文】 <Sciatis me concessisse ut abbas et monachi de Colecestria cum omnibus hominibus suis sint liberi et quieti de omnibus placitis foreste, et de uexationibus et impedimentis forestariorum, si de suo bosco aliquid ceperint, vel aliquis alius eis aliquid pie donauerit. Et concedo ut abbas habeat canes leporarios ad capiendum leporum in warennis suis ad opus infirmorum monachorum. Et uolo et firmiter precipio quod abbas et homines sui sint liberi et quieti de expeditatione canum in omnibus terris suis quas habent de honore Eudonis dapiferi mei. > (羅語「ヌムヌヌヌ-リムルシテ

ヌムヌヌ」。余はヨルチヨヌタの修道院長ならびに修道士たるが、彼のヤグトの領地ハムラス⁽⁵⁾ もハムラス彼の森から向かう様

取するにせよ、また他の誰かが彼らに慈悲深く何かを寄進するにせよ、あらゆる御料林の訴訟と御料林官らによる嫌がらせや妨害から自由にして平穏たるべきことを認めた。かつ、余は修道院長が彼の小獣狩猟区において、病弱な修道士たちのためにノウサギを捕獲する目的でグレイハウンド犬を保持するのを認める。さらに、修道院長とその領民が、余の配膳官であるユードの大所領から保有しているすべての封地において、犬を不具にする処置をいつさい免除される」とを欲し、それを嚴命する。⁽⁶⁵⁾

右の史料の前半部分より、コルチエスターの修道院がみずからの所有せる森に関する御料林訴訟と御料林官の干渉を免れたことが理解される。また後半部分の文言からは、コルチエスターの修道院長と修道士たちが、病弱な修道士たちのいわば病人食となすべくノウサギを捕獲するためにグレイハウンド犬の飼育を許可され、さらにユードの大所領から保有している封地においては、犬を不具にする義務を免除されたことが読みとれる。

以上にみてきたように、小獣狩猟権は国王によつて貴族諸侯に「授権」されたものであり、法的には王権に帰属するものであつた。ということは、つまり御料林地域にあつては王の獵獸たる鹿およびイノシシはいうに及ばず、他の鳥獸も法原理的には王権に帰属していたことになろう。かかる小獣狩猟権はウイリアム一世の時代から存在していた御料林特権 (forest privileges) のひとつであり、ヘンリイ一世治下にあつても修道院や有力諸侯に附与されていたことが明らかである。そして、ヘンリイ一世治世期にあつては、その附与件数の多さが特徴的なのである。⁽⁶⁶⁾

四、獵獸の生息環境に係わる規制

先述したように、『ヘンリイ一世の法』第七章第二項では狩猟行為となならんと、御料林内にある土地の開墾、樹木の伐採、

家畜の放し飼いも御料林訴訟にかゝれられた。その結果は第一義的には獣獸の生息環境の保全にあつたものと思われるが、逆トドはやれどのいとに関連する史料を幾つかみてもハシヌル。王の令状（1100×1111年）は「⁽²⁴⁾ 狩人クロック」に於せられたものである。

【史料2】<Henricus, rex Angliae, Croco venatori, salutem. Permitte lucrari terram monachorum Abbendone de Civelea et de Uualingeforda ; illam scilicet quae non noceat forestae meae, et quod non sit de foresta mea. > (福音「ヤハウハハ
レヨムハクハリは狩人クロックに挨拶を送る。汝は、ハルハムハ修道士たがチーケラヤムカヤコンダヘヤーマニムトニテス
地の開墾を認むよ。但し、汝の土地が御料林に隣接せば、其た御料林の一端やなリムが祭性ムアリ。」)

この史料は御料林に命がある土地の開墾が禁じられたことを逆説的に示唆しているのみならず、獣獸の自由な通行を妨げる建造物の構築も禁じられてゐたことを暗示している。次にあげる史料はホールズベリ同教のロバヤビヨウド
交付されたくハコ一書の令状（1111年×1111五年）である。

【史料3】<R[ogerus] episcopus Sar[isberiensis] forestarii Regis de Ebor[aci]scira salutem. Dimittite habere Thurstino archiepiscopo Eboracensi et hominibus suis omnia aisiamenta sua [et] necessaria sua in nemoribus archiepiscopatus que rex posuit in forestam suam. > (福音「ハーベズベリの正教ロバヤビヨウドの御料林に命があり挨拶を送る。同一の大同教サースタンと彼の領民たがひ、王が御料林に隣接した大同教の森〔木立〕 は汝らのヤガトの便益物も必取物をもつ
トハシヌル」)

「これはヘンリー一世がヨークシャーにおいて御料林地域を拡大したことと示す一史料としても興味深いが、王があえてヨークの大司教とその領民に森の用益権を認めるよう御料林官たちに命じて居るのは、その森が御料林に指定されたがゆえである。なお、史料にみられる「彼らのすべての便益物と必要物を (*omnia aisamenti sua / et/ necessaria sua*)」と云う文言はきわめてあいまいであるが、木の実や蜂蜜などの「森の恵み」や薪木、家屋修築用の木材といった生活必需品とも見える木材の採取権 (*gewerbe estover*) を大司教の森から採取することを認めたものと解される。ヨークの大司教はヘンリー一世治世期にノッティンガムシャーにも領地をもつて居たが、そのうち御料林地域に指定されていったかった土地では、「大司教ならびにその領民は自由に開墾をなす」(archiepiscopus et homines sui libere et exartabant)⁽²⁶⁾。

御料林地域における無許可の開墾に関連して、筆者は前稿においてエセクスの事例を若干あげておいたが、そうした違法な開墾行為にともなう罰金収入も御料林地域拡大の一因になっていたことは想像に難くない。周知のように、一一九九年から一二二〇年にかけての会計年度期に王国各地に国王直属の判事が派遣され巡回裁判が実施された。このうちガルフ・ベセシ⁽²⁷⁾ (Ralph Bassett)、ジトワ⁽²⁸⁾・ドウ・クコン⁽²⁹⁾ (Geoffrey de Clinton)、ヘンリイ⁽³⁰⁾・アーヴィアム・ダブニ⁽³¹⁾ (William d'Aubigny)、マイルス・オヴ・グロース⁽³²⁾ (Miles of Gloucester)、タフオーレン⁽³³⁾ (Robert Arundel) の五人の巡回判事は括弧内にあげた諸州でそれぞれ御料林訴訟を審理して居たが、ひょりカオルクリン・ヴィデル⁽³⁴⁾ (Walkelin Visdeloup)だけは、サリとバークシャーにおいて開墾にかんする訴訟を扱っていた。それゆえ、ことによるとウォルクリンは開墾の御料林訴訟を専門に審理していたのかもしない。なお、違法な開墾はいわゆる巡察 (regard) によって摘発されたが、その史料的初出は一二四〇年、スティーヴン治下における⁽³⁵⁾。但し、ヘンリー一世治世期に交付された一通の令状 (一一〇七年頃) において、国王ヘンリーはチュクスピリの修道士たちに開墾のための土地をふたつ贈与し、それらの土地につ

ニトモ「この何世であれ、余のいかなる封臣人等より何の封贈も受けずおらむ者等（et non implacitentur ab aliquibus meis placitoribus in aliquo tempore）」⁽²⁵⁾ ふ旨レバ。クローハザ、レ^レ placitor だれぞムリヤル也
係歴史（regarders）だいたかみしむたゞ、ル推測レトロス。

次に、樹木の採取や家畜の放牧などが広範囲にわたって認められた事例をあげよう。

【史料2】<Henricus rex Anglorum justiciis, vicecomiti et omnibus forestariis suis de Eboraciscira salutem. Do et concedo fratribus hospitalis Sancti Petri pro Dei amore et pro animabus omnium antecessorum meorum materiem ad domos suas et edificia sua preparanda et ligna ad ignem suum et herbam et pasturam pecoribus suis per totam forestam mean de Eboraciscira et quicquid eis necesse fuerit ad aisamenta sua de foresta mea sine vasto.> (福音「マハケラハシ入のヒクハコゼヨーハニヤの罪宣たち、州長官、やしド彼のわぐれの御料林宣だちに挨拶を送る。余は福音一タ施療院の兄弟たち、神くの愛と余のわぐれの祖先たちの靈魂のため、彼らの家屋と建造物のための木材、燃料用の薪木、彼らの家畜のための採草地と放牧地をヨークシャの御料林の全域にわざと、あた何であれ、彼らども必要わざ、彼らの便益に資わねぬのを御料林から贈与し、やう譲ゆる。因ひ、荒廃を招来しつせなむな。」)

これがハーリー1世が交付した令状也（1119×1111年）、みられぬよハニ聖ヨーハンタ施療院に建築資材、薪木の採取、わいにはヨークシャの御料林地域における採草権や家畜の放牧権、必要な便益物の取得を認めてる。但し、引用した文章の末尾にみるやうハニ、王は御料林地域の「荒廃を招来せよ」（*sine vasto*）ル釘を刺してる。わなみニ、*vastus/vastum* は後の史料では頻出するやう、御料林犯罪のらんじんがなればだ。

ハニのやうハニ、御料林地域では少なくとも法的には、王の権利がなければ臣民の所持する森の用益権にも預かることが

でなかつたという事実は銘記されるべきであつた。かかる森の用益権を、金銭の支払いと物納で獲得していたケースもあつた。たとえば、ヘンリイ一世はオクスフォード城内の聖ジョージ聖堂参事会員たちに左記のような条件で、家畜の放牧を認めてゐる。

【史料23】<Precipio quod canonici mei de sancto Georgio teneant terram & boscum suum & patnagium de Henricot & habeant herbagium & omnes consuetudines suas de bosco meo, sicuti habere solebant, per duos solidos & duas summas auene per annum. > (訳記「余は聖ジョージの聖堂参事会員たちがアーハーフチャムにて彼らの土地、森林ならびに豚の放牧権を保有し、わが余の森林における家畜の放牧権と彼らのすべての慣習的諸権利を、従来の慣わし通りに、年間一シリングとオーム表二荷分を納付し、保有する」とを命ぜる。)

ちなみに聖ジョージの聖堂は一〇七四年オクスフォード城内に築かれ、一一四九年に近在のオウズニイ修道院に吸収される。ヘンリイ一世治世期の一一二〇年頃にはオクスフォードシャ、バッキンガムシャ、バークシャなどに土地を所有していたが、アーンコットには一ハイドの土地をもつていた。⁽²⁸⁾

御料林における木材採取権ないしは家畜の放牧権の授与は、イングランドのみならずノルマンディでもみられた。たとえばヘンリイ一世はベックBecの修道院に対して、同修道院の修道士たちがアリエルモナリermontの御料林において、燃料用の薪木を採取し、豚その他の家畜を放牧するための木立ち(nemus, grove)を贈与している。アリエルモンの森はヘンリイ一世がノルマンティにもつていた御料林のひとつだが、この森に関連してハスキングズが著書のなかであげている特許状(一一〇七×一一一五年)を次にあげておく。これはルーアンで発給されたもので、ルーアンの大司教、ノルマンティのすべての伯、ベロン、判官に宛てられたものである。

【訳文】 <Sciatis me dedisse ecclesie Beate Marie Rothomagensi in elemosinam quod decanus eiusdem ecclesie et canonicus

qui habet prebendam de Angerville habeant in foresta nostra Dalihermont omnes consuetudines suas liberas et quietas de vivo iacente et mortuo stante et ligna ad herbergagia sibi et hominibus eorum et pasnagium et herbagium et omnia redditus foreste et quicquid ad me pertinet in placitis et catallis forefactis in misericordiis de omnibus de Sancto Vedasto et de Angerville. > (訳語「汝」は余がルートへの聖マリア修道院に於てお施物として御進へたるを承取らば。ヘンクルナルの聖職権を保有する同修道院の聖堂参事会長の参事会員は、余のアコヘルヤの御料林における倒れ生木と立ち枯れの木に関する領地の慣習的諸権利を由由も持続し、また彼の由来する領民のための住居用建材、豚の放牧権、採草権、御料林のすぐの地代収入を、これらはサン・カスト・トキクヴィルのすぐの者に係る諸縁、動産、機械罰金のほか余に帰属するものにせよ、保持すべく命じる。」⁽²⁸⁾)

右の文書によると、おもむく成木の伐採には規制が加えられたものと曉われるが、ルートの聖マリア修道院は家園建築用資材を除く木の御料林からあがる地代収入、豚の放牧権、採草権など広範囲に及ぶ特権を「施物」として (in elemosinam) 護送された。また、セーヌ川の下流域に所在するサン・カスト・トキクヴィルSaint-Vaast-d'Equiqueville およびハングルガベ Angreville の出頭にかかる裁判収入や罰金収入のうち、王の取り分も譲り受けた。

次の令状もベスキナベが著書のなかで御料林関連の史料としてあげられるので、ロタンタンの判官たちとウイリアム・エドワード・ペニ William de Brix のように御料林官たるに就いて交付 (1111 × 1115年) やれたものである。

【史料2】 <Mando vobis atque precipio quod permittatis habere monachos de Montisburg[o] tot arbores in Brus ad focus suum quot ebdomade habentur in anno et materiem ad sua edifica et pasnagium suum quietum et omnes consuetudines suas liberas et quietas, et de tot arboribus sint quieti forestarii in placitis meis de quo garantizaverint eos monachi per suas taillias. > (福音「余は汝らのことを信じ、汝らを渡す。汝らは、マヌエルの修道士がアーヴィングにおこし、1年を廻じて毎週入手し得る薪木と彼の建築用材を保持し、かつ豚の放牧権を平穏に、彼の慣習的諸権利を自由かつ平穏に保持する」ふを證めんべし。かゝり御料林官たるが、余の訴訟〔裁判〕にて修道士たちが彼らの割り符によるト御料林に付たる〔採取の正當性を〕立証し得る樹木にてござ、それを免除するふを證めんべし。⁽²⁹⁾)

右の史料から、ヘルマンティ公くノンガヤンデールの修道士たちにアーヴィング(マヌエル県)の御料林から毎週燃料用の薪木と建築用材を取得する」とを認め、豚の放牧料についてはそれを免除したことが推測される。やへど、御料林裁判における同修道士たちは割符によつてやの数が保障された樹木にてござ、その取得を認められていたことが理解される。これがアーヴィングが引用したふのヤントフール修道院のカルチャーレルによれば、同修道院の修道士たちに贈られた薪木・建材は、「御料林官たるの手を介して受領すべし」と(*per manum forestariorum recipient*) ゆるべからだ。また、ハスキングによれば、命令状は御料林官たちが国王刑事の面前において定期的に会計報告を行つてこだることを示しているといふ。

御料林官が樹木の引渡しは立わゆべりむを當時にありては一般的だつたよへど、先に小獣狩猟権のふるやとり上げたチャーチスイ修道院関連の【史料13】の末尾には次のような一節がみられる。やなわち「かゝり、彼らの所有する森から彼らにとって必要なふるやぐれのものを、彼ら自身の使用のために、余の御料林官たるの引渡しと妨害を受けぬ、ふを保持する」ふを余は欲し、余(*et uolo et principio ut habeant de proprio bosco suo omnia que eis*)

necessaria fuerint ad proprios usus sine liberatione et disturbance forestariorum meorum.)」⁽³⁰⁾ いの文書から、通常、御料林地域では森の所有者が必要な樹木を採取するにあたっては、御料林官が立ち会ふ。御料林官からの「弓渡し」によって樹木の授受がおこなわれていたことが推察される。

実際に御料林の管理に携わっていた人物の幾人かは、ヘンリイ一世治世⁽³¹⁾第二年度のペイプ・ロウルより確認するにかかる。たゞいは、ワインザー城の城代だったウイリアム・フォッサウルタ William FitzWalter がバークシャの御料林を、ウイリアム・フィッツノーマンの息子ヒュー Hugh, son of William FitzNorman が⁽³²⁾ ベーラン御料林とクリフォードの森をそれぞれ管理していた。⁽³³⁾ ハー・フォレ斯特⁽³⁴⁾ クランハーンの御料林はウイリアムの息子ウォルラン Waleran son of William の管理下にありたし、ハスカルフ Huscalf⁽³⁵⁾ ハーランドの御料林官職を得るために、財務府においてマルクの会計報告をおこなつてゐる。⁽³⁶⁾ また、ワインザーの御料林で捕獲された獣の十分の一をヘンリイ修道院に贈与するよう命じてある⁽³⁷⁾。一世の令状には、狩人 (venatores)、従僕 (servientes)、下役 (ministri) と称される御料林官吏が名宛人としてあげられている。⁽³⁸⁾ あるいは *minuti forestarii* と呼ばれる役人もいたが、彼らは下級の御料林官かもしくは御料林裁判において裁判に加わった判事だつたかもしれない。

御料林官の職権濫用はおそらくいつの時代にも存在したであろうが、他方でかれらの職務怠慢も厳しく罰せられた。⁽³⁹⁾ 御料林官ウォルタ⁽⁴⁰⁾ は御料林の適切な管理を怠つたためにマルクの会計報告をおこなつてゐるが、こうしたペイプ・ロウルの記載は御料林官に対する处罚の一端を示すものである。

さて、本章でみてきた諸史料より、御料林地域にあつてはみずから所有する土地の開墾や樹木の伐採、あるいは豚をはじめとする家畜の放牧も王の許認可を得てはじめて合法的なものとみなされたことが明らかである。御料林に係わるそのような許認可、換言すれば御料林特権の附与は御料林法の施行と表裏の関係にあり、これまでみてきたところより『ヘンリイ一世の法』第一七章は、一一世紀初期の段階における御料林法の凝縮版といつてもよからう。

また、狩人をはじめとする狩猟関係の官吏の存在もいわゆる「王の家政」⁽²⁾との関連で興味を惹くが、彼らが巡幸する国王宮廷の構成メンバーの末端に組み込まれていたのか、それとも在地の御料林官であつたのかはじゅうぶんな見きわめが必要であろう。本稿でとりあげたディーンやワインザー、あるいはノルマンディのフェカンの史料をふりかえつてみると、どうやらそれらの御料林には在地の狩人がいたように思われるが、推測の域をでない。

むすびにかえて

以上、『ヘンリー一世の法』第一七章にみられる御料林規定を手がかりに関係史料をいくつかみてきたが、同章に列挙されている御料林訴訟の項目をふりかえつてみると、その主要な事項（ふわゆるvenison and vert）はヘンリー一世の発給した特許状や令状、あるいは一一三〇年のペイプ・ロウルによって裏づけられる。したがつて、『ヘンリー一世の法』第一七章は一二世紀初期の御料林制度をかなりの程度まで反映しているとみてよい。⁽³⁾

イングランド、ノルマンディの両地域において、修道院の多くが薪木採取権、伐木権、養豚権、放牧権、森林の自主管理権を授与され、また御料林官の干渉をまぬがれていた。加えて、獣獸の十分の一ないしは御料林の十分の一税も贈与されていた。また、小獣狩猟権はウィリアム一世の時代より大修道院に附与されていることが明らかであるが、ヘンリー一世の時代になると世俗の有力諸侯にも授与され、その件数も増加する。それは当該狩猟権が恩恵授与のひとつとして、国王ヘンリイによつて活用されたためであると推察される。

他方、御料林官吏に目を転ずると、ヘンリー一世治世期にあつてはフォレスター (forester) や狩人 (huntsman) などの存在は明らかであるが、ヴァーダー (verderer)、アヂスター (agister) あるいはリガーダ (regarder) ふうつたような

御料林官吏の存在は確認することができない。また、ヘンリー一世治下における御料林巡回裁判の実施は同王治世第三二年度のパイプ・ロウルによつて裏づけられるが、当時すでに独立した御料林裁判所が存在していたのか否か、もし存在していたとしたら、その実態はどのようなものであつたのか。あるいは、州裁判所は一般的の犯罪同様、御料林犯罪をも取り扱つていたのかどうか、といったような諸点については明確なことはわかつていないのである。⁽³²⁾ さらに死亡した鹿が発見された際に近隣四ヶ村の事実審問によつて実施される特別審問やジン・ビレルのいうところの保証人制度も——これらは一三世紀には一般的な慣行となつていた——ヘンリー一世治下にあつてはいまだ確立されておらず、それに伴う罰金の徴収もおこなわれていなかつた。⁽³³⁾

以上のことから勘案すると、ヘンリー一世治世期にはかなり組織化された御料林制度が確立していたというクローンやチャールズ・ヤングの見方⁽³⁴⁾には一定の留保が必要であると考えられるが、それでもウイリアム一世ならびに二世の時代に比べれば、ヘンリー一世治下では一定の制度的な進展（御料林地域の拡大、御料林の財源化、御料林特権の附与、巡回裁判の実施）がみられたといつてよいであろう。とりわけ鹿の密猟や違法な開墾に伴う御料林裁判収入はヘンリー一世の財務府にとつてもみのがせない収入源になつていていたにちがいなく、一一二九年から翌三〇年にかけて実施された御料林巡回裁判はヘンリー一世によつて加えられた財政的な圧力のあらわれであつたという見方もできる。⁽³⁵⁾

ひるがえつて、鹿を殺害したものも殺人犯もほとんど区別しなかつたと評されたヘンリー一世にとつて、御料林はどのような意味をもつていたのであろうか。上述のように、御料林の財政的価値に対する認識が高まつていたとすれば、おしなべて過酷であつたといわれるヘンリー一世の御料林行政⁽³⁶⁾の背後には、王室収入の増大をもくろむ王の意図がひそんでいた可能性は大きい。他方で、イングランドにおいては排他的な狩獵独占権を主張し、犯罪者に対する処罰も厳しかつたといわれるヘンリー一世の御料林行政は、同王の中央集権的な統治を反映しているといえるかも知れない。もつとも、王国統治の観点から御料林を位置づけるとなると、本稿では触れなかつたが、チエスター伯やダラム司教といったごく限

られた有力諸侯のみが保持していた所謂 private forests の問題を含む、より一層立ち入りた検討が必要であり、現在の筆者にはそれといったやうなだけのじきいふんなら準備がなさいふを難むかぬを得な。今後の課題とした。

ついで、ヘンリー一世組下で発布された一一八四年の御料林法⁽³⁵⁾と『ヘンリー一世の法』第一七章を比較する。ヘンリー一世によつて新たに追加された条項はほとんどないとも過言ではない⁽³⁶⁾が、御料林制度はアンジュー朝のトマのよくな发展をとげてゐるであらうか。これは、それ自体ひとつテーマを形成するに足る大きな問題であり、別稿に譲りた。

この小稿では、『ヘンリー一世の法』のわざわざ草に約を絞り、それを問題観角に据え、ヘンリー一世治世期の御料林制度の一端をあくまでみたにや済む。「見解」とする次第である。

【註解】

- CA, Rolls 1-10 : *The Cartae Antiquae Rolls 1-10*, edited by Lionel Landon. Pipe Roll Society, vol.LV, London, 1939.
- CA, Rolls 11-20 : *The Cartae Antiquae Rolls 11-20*, edited by J. Conway Davies. Pipe Roll Society, vol. LXXI, London, 1960.
- EYC : *Early Yorkshire Charters*, ed., by William Farrer, Edinburgh, 1914, 13vols.
- MA : *Monasticon Anglicanum*, originally published by Sir William Dugdale, A new edition, by J.Caley, H.Ellis and Rev.B.Bardinel, 6vols, London, 1817-30.
- Pipe Roll 31 Henry I : *Magnus Rotulum Scaccarii, vel Magnum Rotulum Pipae de Anno Tricesimo-Primo Regni Henrici Primi*, edited by Joseph Hunter, Public Record Commission, London, 1833.
- RRAN : *Regesta Regum Anglo-Normanorum 1066-1154*, 4 vols. Davis, H. W. C., et al., eds., Oxford, 1913-69.

四

- (一) Felix Liebermann, *Über Pseudo-Cnuts Constitutiones de Foresta*, Halle, 1894, ss.14-18; C.Petit-Dutaillis, "Les Origines Franco-Normandes de la 'Forêt' Anglaise", in *Mélanges d'Histoire offerts à M. Charles Bémont par ses Amis et ses Élèves*, Paris, 1913, pp.59-76; *idem.*, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, II, Manchester, 1915, pp.166-7; J.C.Cox, *The Royal Forests of England*, London, 1905, p.5.
- (二) <ノ>ニヨリ主の森林の権利をもつて、其本名を取る。Petit-Dutaillis,*Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, pp.172-5; H.A.Cronne, "The Royal Forest in the Reign of Henry I" in H. A. Cronne *et al.*, *Essays in British and Irish History in Honour of James Eadie Todd*, London, 1949, pp.1-23; C.R.Young, *The Royal Forests of Medieval England*, University of Pennsylvania Press, 1979, pp.11-17; J.A.Green, *The Government of England under Henry I*, Cambridge University Press, 1986 (註) J.A.Green, The Government of England, pp.124-130参照。
- (三) *Ibid.*, p.126. <ノ>ニヨリ主の森林の権利をもつて、「國王の森林」をもつてF.W.マーテルハムの小説大作『マーテルハムの森林』(創文社)、1928年、1回目～10回目; 直訳本「十一世紀ヘンリーの権力機構と刑事法序編(1)」『英王』(国書出版社)、1928年、1回目～10回目。
- (4) *Leges Henrici Primi*, ed., with translation and commentary by L.J.Downer, Oxford, 1972, p.120 [17, 2]
- (5) F.Liebermann, *Die Gesetze der Angelsachsen*, 3 vols, Halle, 1903-16, I.s. 559. n. gg.
- (6) H.G.Richardson and G.O.Sayles, *Law and Legislation from AEthelbert to Magna Carta*, Edinburgh, 1966, p.44.
- (7) C.R.Young, *op. cit.*, p.12.
- (8) 無題「11世紀ヘンリーの森林行政一準備的考察」『東北公益文科大学総合研究論集』第八号、1100回
- (9) ルードルフ・カウルバッハ・スコット・グリーン著 (J.A.Green, *The Government*, p.127)。

- (12) ニヤー・ヘンリイの時代 C.A.Newman, *The Anglo-Norman Nobility in the Reign of Henry I*, Philadelphia, 1988, p.102; *RRAN*, II, no.583n.
- (13) *Chronicon Abbatiae Rameseensis*, ed., by W.Dunn Macray, London, 1886, p.218.no.207; *RRAN*, II, no.583.
- (14) *Chronicon Monasterii de Abingdon*, ed., J.Stevenson, London, 1858, II, pp.113-4; *RRAN*, II,no.703.圖用ニヤー
- (15) *Chronicon Monasterii de Abingdon*, ed.,J.Stevenson,II, pp.245-249; *CA, Rolls II-20*, no.470.
- (16) H.C.Darby and Eila M.J.Campbell, ed., *The Domesday Geography of South-East England*, Cambridge, 1962, p.264.
- (17) *Pipe Roll 31 Henry I*, pp.32, 54, 73, 77, 78, 106, 134, 145, 154, 156, 158 (スル'cervus'のトガラ); pp.14, 145 (スル' bissa'のトガラ); p.103 (スル' aper'のトガラ); pp. 13, 17, 135 (スル' venatio'のトガラ).
- (18) Naomi Sykes, "Zooarchaeology of Norman Coquest" in *Anglo-Norman Studies*, XXVII, 2004 (2005), pp.185-197.長編
- (19) *The Whithby Cartulary*, I, p.155, no.cxc. The Publications of the Surtees Society, lxxix, 1879.
- (20) *Ibid.*, p.157, no.cxci.
- (21) フルーティーの地図集 MA, I,pp.406,407.
- (22) *Cartulaire Normand de Philippe-Auguste, Louis VIII, Saint-Louis et Philippe-le-Hardi*, publié par L.Delisle, 1882, Genève, Mégariontis Reprint, 1978, no.826.
- (23) C.Petit-Dutaillis, "Les Origines Franco-Normandes de la 'Forêt' Anglaise", p.68.
- (24) *Eynsham cartulary*, II, ed., H.E.Salter, Oxford, 1908, p.155.no.698; E.Godson, *Eynsham Abbey* 1005-1228, Chichester, 1990, p.79.
- (25) P.Morgan ed., *Domesday Book* (スル' DB'の書), 5,Berkshire, Chichester, 1979, fo.56c; *VCH, Berkshire*, I, p.372 ; W.Stubbs, ed., *Select Charters*, 9th ed., Oxford, 1913, p.107; F.and.C.Thorn ed., *DB, Herefordshire*, I7, Chichester, 1983,

- fo.179a; *VCH*, *Herefordshire*, I, p.298; F.and C.Thorn ed., *DB*, *Shropshire*, 25, Chichester, 1986, fo.252a; *VCH*, *Shropshire*, I, p.295; ふくらむやくの歴史書の題名「ノ福島」 P.Morgan ed., *DB*, 26, *Cheshire*, 269d
 ノ福島 VCH, *Lancashire*, I, pp.275-6参考; H.R.Loy, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest*,
 London, 1962, p.360.
- (26) *The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*, VI, ed. and tr., by M.Chibnall, Oxford, 1978, p.100.
- (27) *Pipe Roll 31 Henry I*, pp.2, 3, 17, 26, 48, 77, 82, 101, 106, 127; C.R.Young, *op.cit.*, pp. 14-15.
- (28) 但紙題「11世紀前半の英國の行政と森林の意味」著者大綱「三一ノヨリ母國の運営と
 政府の形態」の意味; J.A.Green, *The Government*, pp.223-225,80;
 J.A.Green, "Praeclarum et Magnificum Antiquitatis Monumentum": the Earliest Surviving Pipe Roll", *Bulletin of the
 Institute of Historical Research*, vol. 55, 1982, pp.7-8, 15-17 Table 1 ~ Table 4. ふくらむやくの
 「ノ福島」の英國の森林の最大の面積は、11世紀の行政登記入に存在するが、(O. Rackham, *Trees
 and Woodland in the British Landscape*, London, 1976, p.168)。
- (29) *Historia et cartularium monasterii Sancti Petri Gloucesteriae*, ed., W.H.Hart, 1863, II, no.DCCXX.; *RRAN*, II, no.629;
Calendar of the Patent Rolls, Richard II, 1377-81, p.68.
- (30) W.H.Hart, *op.cit.*, I, no.CXCVI (*Ibid.*, II, no.DCCXXI) 註
- (31) H.G.Nicholls, *Nicholls's Forest of Dean*, new edition with introduction by Dr Cyril Hart, Dawlish, 1966, p.10.
- (32) W.H.Hart, *op.cit.*, I, no.CXCVII (*Ibid.*, II, no.DCCXXII) 註
- (33) *EYC*, I, no.353 ; *RRAN*, II, no.935.
- (34) *RRAN*, II, Appendix CCXLIX, [Calendar no.1689]; *Calendar of documents preserved in France*, ed., by H.Round, I, Kraus
 Reprint, 1967, no.122.
- (35) J.A.Green, "Unity and disunity in the Anglo-Norman State", *Historical Research*, vol.LXIII, No.148 (1989), pp.123-8;
 本光緒「ノ福島」の題名「ノ福島」の意味と「ノ福島」の意味
 社「ノ福島」の題名「ノ福島」の意味 Suzanne Deck"Essai sur l'ancienne forêt ducale de Fécamp",
Annales de Normandie, XX, 1970, pp.67-82.
- (36) <Sciatis quod in curia mea consideratum est quod abbas ds Fiscanno habeat decimam de terra foreste Fiscanni,

sicut prius habuit de pasnagio et feris.>in *Recueil des Actes de Henri II, roi d'Angleterre et duc de Normandie, concernant les provinces françaises et les affaires de France*, par L.Delisle et E.Berger, tome.1, 1909, p.81, no. LXXV (1154).

- (37) *MA*, VI, p.1073.
- (38) L.Delisle, "Des revenues publics en Normandie au douzième siècle", *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, vol.xi, 1849, p.444; C.Petit-Dutailly, "Les Origines Franco-Normandes de la 'Forêt' Anglaise", p.69.
- (39) L.Delisle, *op.cit.*, p.444.n.2.
- (40) H.A.Cronne, *op.cit.*, p.14 ; C.R.Young, *op.cit.*, pp.15-16, ニの地の事例をあげる。ロハス、ノンヤム・ノール大聖堂が
ヒヤベヌの獵苑をもつてゐる事例の獵苑をもつてゐる一編の獵苑を示す。(RRAN, II, no.1047)、モダーネバグニ・ニヤム・メニア教會(モダーネ)。
- (41) G.J.Turner ed., *Select Pleas of the Forest*, London, 1901, intro., p.cxxii; L.Cantor, "Forests, Chases, Parks and Warrens" in *The English Medieval Landscape*, ed., L.Cantor, Philadelphia, 1982, pp.82-83.モドゥラーン、「養兔場」の意味
ド田舎の地名でもある「野兔場 (rabbit)」と「野兔 (hare)」は在来種だが、銅兔 (穴兔) は外来種である。この点は、^{ヒヤベヌ}「中世イギリス
の野兔の生態」『新翻訳女ナ短期大学記載』第II七章 (終刊)^{ヒヤベヌ}一九九八年、大図へやだ直参照。
- (42) *CA, Rolls I-10*, no.113 : *MA*, I, p.431, no.xii ; *RRAN*, II, no.1818.
- (43) *CA, Rolls I-10*, no.109 ; *RRAN*, I, no.51.同様にヒヤベヌ | 並びにベル修道院が持つ小動物狩猟権 (区) を附与して
置く (*MA*, III, p.245)。
- (44) *CA, Rolls I-10*, no.111 ; *RRAN*, I, no.439.
- (45) *Historia Monasterii S.Augustini Cantuariensis*, ed., C.Hardwick, London, 1858 ; *RRAN*, II, no.872.
- (46) *EYC*, no.93 ; *RRAN*, II, no.923.
- (47) ヒヤベヌ・ヒーリングスの事例 E.Mason ed., *The Beauchamp Cartulary, charters 1100-1268*, London, 1980, pp.xviii, ff.
- (48) *Ibid.*, p.1 ; *RRAN*, II, no.1035.
- (49) E.Mason, *op.cit.*, p.1 ; *RRAN*, II, no.1025.
- (50) E.Mason, *op.cit.*, p.1 ; *RRAN*, II, no.1024.

- (51) *RRAN*, II, no.1808.
- (52) C.Warren Hollister, *Henry I*, Yale University Press, 2001, p.362 ; C.A.Newman, *op.cit.*, p.171 ; J.A. Green, *The Government*, p.184
- (53) C.Warren Hollister, *op.cit.*, p.362 ; *RRAN*, II, no.1847 ; J.A.Green, *The Government*, pp. 184-5, 261-2.
- (54) *Cartulaire Normand de Philippe-Auguste, Louis VIII, Saint-Louis et Philippe-le-Hardi*, publié par L.Delisle, 1882, Genève, Mégariotis Reprint, 1978, no.2 ; *RRAN*, II, no. 1807.
- (55) C.Petit-Dutaillis, "Les Origines Franco-Normandes de la 'Forêt' Anglaise"pp.68-69.
- (56) H.A.Cronne, *op.cit.*, p.9.
- (57) *EHD*, II p.453, n.6.
- (58) C.Petit-Dutaillis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, p.176 ; C.R.Young, *op.cit.*, p.12.
- (59) *The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*, vol.VI, ed. and tr., by M.Chibnall, Oxford, 1978, p.100.
- (60) *Ibid.*, p.101; L.J.Owner, *op.cit.*, p.121; H.W.C.Davis オーダリックの *expeditatio canum* オーダリックの *canum expeditio* の翻訳と解説 (Books of Reviews : *Histoire Constitutionnelle de l'Angleterre*, par William Stubbs. Edition française avec Introduction, Notes et Étude historiques inédites par Ch. Petit-Dutaillis. Traduction par G.Lefebvre. Tome ii, Paris, 1913, in *The English Historical Review*, vol.28, 1913, p.772.)
- (61) F.Liebermann, *Über Pseudo-Cnut's Constitutiones de Foresta*, Halle, 1894, ss.30-33.
- (62) *Ibid.*, ss.54-55.
- (63) *mediocri, liberali* オーダリックの *Ibid.*, ss.28, 39.
- (64) S.v. *genuscissio* in *Revised Medieval Latin Word-List*, prepared by R.E.Latham, Oxford University Press, 1965.
- (65) *Cartularium Monasterii Sancti Johannis Baptiste in Colecestria*, ed., S.A.Moore, Roxburgh Club, I, London, pp.20-21; *RRAN*, II, no.577.
- (66) "warren" オーダリックの *canum expeditio* の翻訳と解説 ; *RRAN*, II,nos.629, 727, 1067, 1148, 1339, 1354, 1405, 1408, 1513, 1616, 1743, 1788, 1845, 1860d, 1867, 1899, 1929, 1955.
- (67) オーダリックの *canum expeditio* の翻訳と解説 ; *RRAN*, II, no.687
- 696) オーダリックの *canum expeditio* の翻訳と解説 ; *RRAN*, II, nos.615, 616,

—。」*維基百科*, *VCH, Wiltshire*, IV, p.425.

- (68) *Chronicon Monasterii de Abingdon*, ed., by J.Stevenson, London, 1858.II, p.83; *RRAN*, II, no.616.

(69) *EYC*, I, no.19.

(70) R.C.Van Caenegem ed., *English Lawsuits from William I to Richard I*, II, London, Selden Society, 1991, no.439.

(71) 遠野嘉穂「11世紀ノヨーロッパノ森林法」(10-11世紀ノヨーロッパノ森林法) 国立民族学博物館、J.H.Round, "The Forest of Essex", *Journal of the British Archaeological Association*, NS, iii, 1897, pp.36-42; *Pipe Roll 31 Henry I*, pp.57-58.

(72) *Pipe Roll 31 Henry I*, pp.49, 47, 56, 73, 13, 155, 50, 124.

(73) *RRAN*, III,no.655.「リバーナーの森林法」(in perpetuum elemosinam...absolute ab omni seculari exactione et ab omni rewardo foreste) 佐々木

(74) The passage from P.R.O.*Cartae antiquae*, I, 32, cited by H.A.Cronne, *op.cit.*, p.21; *RRAN*, II, no.853.

(75) H.A.Cronne, *op. cit.*, p.21.

(76) *EYC*, I, no.167.

(77) *Cartulary of Oseney Abbey*, ed., H.E.Salter, IV, Oxford, 1929, no.960A.

(78) *VCH, Oxfordshire*, II, p.160.

(79) *Calendar of documents preserved in France*, ed., by H.Round, I, Kraus Reprint, 1967, no.393 ; *RRAN*, II, no.794.

(80) C.H.Haskins, *Norman Institutions*, Cambridge Harverd University Press, 1918, p.305.no.17.

(81) *Ibid.*, p.305.

(82) *Ibid.*, p.102, no.11 ; *RRAN*, II, no.1951. 「11世紀ノヨーロッパノ森林法」(11世紀ノヨーロッパノ森林法) *RRAN*, II, no.825; *Cartulaire Normand de Philippe-Auguste, Louis VIII, Saint-Louis et Philippe-le-Hardi*, no.737.佐々木

(83) L.Delisle, "Des revenues publics en Normandie au douzième douzième siècle", *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, vol.xi,1849, p.444.n.3.

(84) C.H.Haskins, *op.cit.*,p.103.

(85) *Pipe Roll 31 Henry I*, pp.127-8, 77, 17, 87 ; J.A.Green, *The Government*, p.286,Table V.

(86) *Chronicon Monasterii de Abingdon*, ed., J.Stevenson, London, 1858.II, p.94 ; *RRAN*, II, no.696.

- (87) *Pipe Roll 31 Henry I*, p.39 ; J.A.Green, *The Government*, p.126.

(88) *Pipe Roll 31 Henry I*, p.137.

(89) 「王の家政の成風」といふば、編纂 総「Constitutio Domus Regis とNの作成の背景」『史学雑誌』第91(1982年)、五七～五八頁参照。

(90) 必ずしも「王の法」王の法 第一七章第一項に列挙される領田のすべてが、必ずしも封主の御森林（巡回）裁判による裁判の対象となつた領田やおそれみで封間違ふなどである(C.Petit-Dutaillis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, p.173 ; C.R.Young, *op.cit.*, p.12参照)。即ち、王室の領田は常に王の期間、それが御森林法が施行されたのかを述べるが、おもに(J.A.Green, *The Government*, p.127)。巡回裁判は巡回裁判の時代からあつた頃と、くわに、王室の監視官である御森林官が巡回裁判を巡回しておる。しかし本稿で見たところ、御森林論の頃田のすべてが、必ずしも封間違ふのが明らかである。

(91) J.A.Green, *The Government*, pp.126-128.

(92) G.J.Turner ed., *op.cit.*, intro., pp.xxxvii-xlii ; Jean Birrell, "Forest Law and the Peasantry in the Later Thirteenth Century" in *Thirteenth Century England II*, ed., P.R.Coss and S.D.Lloyd, Bury St Edmunds, 1988, pp.149-163; 同編「岳」岳ハグハニシタヌ御森林制度—國憲法的觀点よりみたその特質と闇かね「岳」の考察—『巡回裁判』第八八印、一大二〇〇九年、九一～九二頁。又22' 111～1 国王の御森林として、やうおだのJ.F.Willard and W.A.Morris, ed., *The English Government at Work, 1327-1336*, Cambridge, Massachusetts, 1940, chapter, IX The Forests. by N.Neilson.

(93) H.A.Cromne, *op.cit.*, p.18 ; C.R.Young, *op.cit.*, p.17.

(94) 御森林と王の法、王の法 に封間違ふ御森林の御森林として、必ずしもC.Petit-Dutaillis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, pp.171-2 ; C.R.Young, *op.cit.*, pp.10-11; J.A.Green, *The Government*, pp.129-130.

(95) Emma Mason, "Administration and Government" in *A Companion to the Anglo-Norman World*, ed., by Christopher Harper-Bill and Elisabeth van Houts, The Boydell Press, Woodbridge, 2003, p.148 ; J.A.Green, "Praeclarum et Magnificum Antiquitatis Monumentum": the Earliest Surviving Pipe Roll", *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol.55, 1982, p.17.

(40)

- (88) William of Newburgh, *Historia Rerum Anglicarum*, in *Chronicle of Stephen, Henry II and Richard I*, ed., R.Howlett, Rolls Series, vol.I, 1884, p.30.
- (87) H.A.Cronne, *op.cit.*, p.3; J.A.Green, *The Government*, p.128. ジョナサン・グリーン著「ヘンリー1世の政治」(J.A.Green, *Henry I*, Cambridge University Press, 2006, p.308)。
- (88) W.Stubbs, ed., *Select Charters*, 9th ed., Oxford, 1913, pp.185-188; EHD, II, pp.451-453.
- (89) C.Petit-Dutailis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, pp.174-7; H.A.Cronne, *op.cit.*, p.2; C.R.Young, *op.cit.*, p.12.

The *Leges Henrici Primi* (c.17) and the Royal Forest Under Henry I

Shigeki TOYAMA

Summary

The only contemporary statement of the law administered by forest officials under the reign of Henry I is said to be contained in the seventeenth chapter of the *Leges Henrici Primi*. In this paper, the author explores the extent to which the *Leges* reflects the forest system under Henry I, giving some examples from contemporary sources, and attempts to shed some light on the forest administration in the early twelfth century.

There were no grants of the right to hunt beasts of the forest, and the privileges which were granted by the Crown were those of hunting hares and foxes, rights over the beneficiaries' own woods, grants of tithes of royal hunting, prohibitions of foresters to intervene in certain cases, and licences to assort. Many monasteries possessed specific

privileges conferred upon them by charters. These rights allowed them to fell timber for building purposes, to collect dead wood and undergrowth for fuel, and graze their cattle and to turn their pigs into the forest to forage. Occasionally they benefited from a tithe of meat and hides.

Charters and writs of the time of Henry I and the 1130 pipe roll confirm the impression made by the seventeenth chapter of the *Leges Henrici Primi* and indicate its credibility. There is little question that this chapter of the *Leges* contains a considerably accurate account of the forest law in the early twelfth century. It is also possible to identify those who kept some forests from the 1130 pipe roll.

On the other hand, as yet there are no references to verderers, agisters, or regarders, suggesting that full elaboration of the forest hierarchy had not yet occurred. It is not clear whether forest pleas were dealt with in the shire courts or before justices *ad omnia placita*, or whether there were already, as later, separate forest courts. Moreover, no systematic description of the forest administration under the Norman kings is possible, because references to foresters and other officials are only incidental in the extant sources.

Also, the venison offenders were not yet involved, willy-nilly, in the legal procedures at this period, through the pledging system and through the special inquisition of the four nearest townships, which were held when a dead deer was found.

It would seem therefore that there was not yet a highly organized forest system in the early twelfth century; nevertheless, there were certainly some developments under Henry I in comparison with the forest system in the reign of his two predecessors, particularly regarding the effect of the system on the royal revenue.